

リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準 新旧対照表

新 (2025 年 4 月 1 日～)	旧 (～2025 年 3 月 31 日)
リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準 第 1 章 総 則 (趣 旨) 第 1 条 本基準は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 19 条第 2 号に掲げるリフォーム瑕疵担保責任保険契約の申込みを行う住宅（以下、「申込住宅」という。）の保険対象工事に係る部分に適用する設計施工に関する技術的な基準を定める。 (関係法令) 第 2 条 申込住宅は、第 2 章、第 3 章、第 4 章及び第 5 章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 94 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。 (本基準により難しい仕様) 第 3 条 本基準により難しい仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。なお、新築かし保険における設計施工基準第 3 条において、包括的な確認を行っている仕様又は工法等については、既に本条の確認を行っているものとする。 第 2 章 木造住宅 第 1 節 地盤調査及び基礎 (地盤調査等) 第 4 条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を行う。ただし、一戸建てにおける 2 階建て以下の木造住宅は、「現地調査チェックシート」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行い、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所で計測を行う。なお、<u>スクリーウエイト貫入試験</u>の場合は 4 隅付近を含め 4 点以上で行うことを原則とする。	リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準 第 1 章 総則 (趣旨) 第 1 条 本基準は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 19 条第 2 号に掲げるリフォーム瑕疵担保責任保険契約の申込みを行う住宅（以下、「申込住宅」という。）の保険対象工事に係る部分に適用する設計施工に関する技術的な基準を定める。 (関係法令) 第 2 条 申込住宅は、第 2 章、第 3 章、第 4 章及び第 5 章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 94 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。 (本基準により難しい仕様) 第 3 条 本基準により難しい仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。なお、新築かし保険における設計施工基準第 3 条において、包括的な確認を行っている仕様又は工法等については、既に本条の確認を行っているものとする。 第 2 章 木造住宅 第 1 節 構造耐力上主要な部分 (地盤調査等) 第 4 条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を行う<u>ものとする</u>。ただし、一戸建てにおける 2 階建て以下の木造住宅は、「現地調査チェックシート」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行い、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所で計測を行うも<u>のとする</u>。なお、<u>スウェーデン式サウンディング調査</u>の場合は 4 隅付近を含め 4 点以上で行うことを原則とする。

新（2025 年 4 月 1 日～）	旧（～2025 年 3 月 31 日）
（削除） （地盤補強及び地業） 第 5 条 地盤調査の結果の考察又は基礎設計のためのチェックシートによる判定（以下「考察等」という。）に基づき地盤補強の要否を判断し、地盤補強が必要である場合は、考察等に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を<u>行う</u>。 2 小口径鋼管杭、柱状改良（深層混合処理工法）又は表層改良（浅層混合処理工法）を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。 （1）小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。 （2）柱状改良（深層混合処理工法）を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定する。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行う。 （3）表層改良（浅層混合処理工法）を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定する。 3 砕石地業等必要な地業を行う。 （基 礎） 第 6 条 基礎は、第 4 条（地盤調査等）及び第 5 条（地盤補強及び地業）の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。 （削除） <u>2</u> 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で 300 mm以上とする。 （構造耐力上主要な部分） 第 7 条 構造耐力上主要な部分は、設計者の工学的判断等により構造設計を行うものとし、適切な施工を行う。 2 リフォーム工事に伴い、従前の荷重より重くなる建材及び設備機器等を設置する場合においては、設計者の工学的判断等により構造設計を行うものとし、適切な施工を行う。 第 2 節 雨水の浸入を防止する部分	<u>3 地盤調査の結果は、適切に保管する。</u> （地盤補強及び地業） 第 5 条 地盤調査の結果の考察又は基礎設計のためのチェックシートによる判定（以下「考察等」という。）に基づき地盤補強の要否を判断し、地盤補強が必要である場合は、考察等に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を<u>施すものとする</u>。 2 小口径鋼管杭、柱状改良（深層混合処理工法）又は表層改良（浅層混合処理工法）を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。 （1）小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。 （2）柱状改良（深層混合処理工法）を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定する<u>ものとする</u>。ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行う<u>ものとする</u>。 （3）表層改良（浅層混合処理工法）を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定する<u>ものとする</u>。 3 砕石地業等必要な地業を行う<u>ものとする</u>。 （基 礎） 第 6 条 基礎は、第 4 条（地盤調査等）及び第 5 条（地盤補強及び地業）の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。 <u>2 ベタ基礎は、構造計算、別に定める「ベタ基礎配筋表」又は設計者の工学的判断等により基礎設計を行うものとする。</u> <u>3</u> 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で 300 mm 以上とする。 （構造耐力上主要な部分） 第 7 条 構造耐力上主要な部分は、設計者の工学的判断等により構造設計を行うものとし、適切な施工を行う<u>ものとする</u>。 2 リフォーム工事に伴い、従前の荷重より重くなる建材及び設備機器等を設置する場合においては、設計者の工学的判断等により構造設計を行うものとし、適切な施工を行う<u>ものとする</u>。 第 2 節 雨水の浸入を防止する部分

新（2025 年 4 月 1 日～）	旧（～2025 年 3 月 31 日）
（勾配屋根の防水） 第 8 条 <u>勾配屋根は屋根葺き材に応じて適切な勾配とし、屋根の仕様に応じて下葺き材を施す。</u> 2 <u>下葺き材の品質及び葺き方は、次の各号に適合するものとする。</u> （1）<u>下葺き材</u>は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 （2）長手方向を横向きに用い、上下（流れ方向）は 100 mm以上、左右は 200 mm以上重ね合わせる。 （3）谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250 mm以上重ね合わせる。<u>ただし、下葺き材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u> （4）屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って 250 mm以上かつ雨押え上端より 50 mm以上立ち上げる。 3 <u>天窓及び煙突等の屋根開口部又は貫通部の周囲は、天窓製造者、煙突製造者又は屋根葺き材製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u> 4 <u>太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u> （バルコニー<u>等</u>・陸屋根の防水） 第 9 条 <u>防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。ただし、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u> 2 防水材は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は孔あきが生じにくいものとし、<u>防水工法は</u>以下のいずれかとする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保する。 （1）金属板（鋼板）<u>葺き</u> （2）塩化ビニル樹脂系シート防水工法 （3）アスファルト防水工法 （4）改質アスファルトシート防水工法 （5）F R P系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を 2 層（ツープライ）以上とする。<u>なお、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、1 層以上とすることができる。</u> （6）F R P系塗膜防水と改質アスファルトシート防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法 3 壁面との取合い部（手すり壁又はパラペット（本条において、以下「手すり壁等」という。）との取合い部を含む。）の防水層は、開口部の下端で 120 mm以上、それ以外の部分で 250 mm以上立ち上げ、取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置を<u>講じる</u>。	（勾配屋根の防水） 第 8 条 <u>屋根は勾配屋根とし、屋根ふき材に応じて適切な勾配とする。なお、陸屋根については、第 9 条（バルコニー及び陸屋根の防水）に規定する。</u> 2 <u>屋根には、下ぶきを施すものとし、下ぶき材の品質及びふき方は次の各号に適合するものとする。</u> （1）<u>下ぶき材</u>は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 （2）長手方向を横向きに用い、上下（流れ方向）は 100 mm 以上、左右は 200 mm 以上重ね合わせる<u>ものとする</u>。 （3）谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250 mm 以上重ね合わせる<u>ものとする</u>。<u>ただし、下ぶき材製造者の施工基準において端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u> （4）屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って 250 mm 以上かつ雨押え上端より 50 mm 以上立ち上げる。 3 <u>天窓の周囲は、天窓及び屋根ふき材製造者が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すものとする。</u> (新設) （バルコニー<u>及び</u>陸屋根の防水） 第 9 条 <u>床は、1/50 以上の勾配を設けるものとする。ただし、防水材製造者の施工基準において表面排水を行いやすい措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するうえで適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u> 2 防水材は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は孔あきが生じにくいものとし、以下の<u>防水工法</u>のいずれかとする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保する<u>ものとする</u>。 （1）金属板（鋼板）<u>ふき</u> （2）塩化ビニル樹脂系シート防水工法 （3）アスファルト防水工法 （4）改質アスファルトシート防水工法 （5）FRP 系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を 2 層（ツープライ）以上とする<u>こと</u>。<u>なお、防水材製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は 1 層以上とすることができる。</u> （6）FRP 系塗膜防水と改質アスファルトシート防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法 3 壁面との取合い部（手すり壁又はパラペット（本条において、以下「手すり壁等」という。）との取合い部を含む。）の防水層は、開口部の下端で 120 mm以上、それ以外の部分で 250 mm以上立ち上げ、取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置を<u>施すものとする</u>。

新（2025 年 4 月 1 日～）	旧（～2025 年 3 月 31 日）
4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレン取付部は防水層の補強措置及び取合い部<u>に適切な止水措置を講じる</u>。 5 手すり壁等は、次の各号による。 （１）防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト 430、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する外壁用透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。 （２）防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせる。<u>ただし、防水材料製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u> （３）上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を<u>講じる</u>。 （４）上端部に笠木等を釘やねじを用いて固定する場合は、釘又はねじ等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い、<u>適切な止水措置を講じる</u>。 （５）外壁を通気構法とした場合の手すり壁等は、外壁の通気を妨げない構造とする。 <u>6 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u> （外壁の防水） 第 10 条 外壁は、防水紙又は雨水の<u>浸入もしくは浸透</u>を防止する<u>仕上材等</u>を用い、<u>構法</u>に応じた防水措置を<u>講じる</u>。 2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号による。 （１）通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する外壁用透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとし、通気層の躯体側に施す。 （２）前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト 430 又はこれと同等以上の防水性能を有するもの（<u>外壁用透湿防水シートを除く。</u>）とする。 （３）防水紙の重ね合わせは、上下、左右とも 90 mm 以上（左右の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げ及び金属サイディング仕上げでは 150 mm 以上）とする。ただし、<u>サイディング材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u> （４）外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通口等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させる。<u>ただし、先張り防水シート又は外壁開口部の周囲専用の防水部材を用いて適切な防水措置を講じる場合は、この限りではない。</u> 3 ALC パネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の<u>浸入又は浸透</u>を防止する<u>仕上材等</u>の防水措置を<u>講じる</u>。 （１）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材 E （２）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材 E （３）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の複層仕上塗材に適合する複層塗材 CE、可とう形複層塗材 CE、防水形複層塗材 CE、複層塗材 Si、複層塗材 E 又は防水形複層塗材 E	4 排水溝は勾配を確保し、排水ドレン取付部は防水層の補強措置及び取合い部<u>の</u>止水措置を<u>施すものとする</u>。 5 手すり壁等は、次の各号による<u>ものとする</u>。 （１）防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト 430、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する外壁用透湿防水シート又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。 （２）防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせる<u>ものとする</u>。 （３）上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を<u>施すものとする</u>。 （４）上端部に笠木等を釘やねじを用いて固定する場合は、釘又はねじ等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い止水措置を<u>施すものとする</u>。 （５）外壁を通気構法とした場合の手すり壁等は、外壁の通気を妨げない構造とする。 （新設） （外壁の防水） 第 10 条 外壁は、防水紙又は雨水の<u>浸透</u>を防止する<u>仕上材等</u>を用い、<u>構造方法</u>に応じた防水措置を施す<u>ものとする</u>。 2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。 （１）通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する外壁用透湿防水シート又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとし、通気層の躯体側に施す<u>ものとする</u>。 （２）前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト 430 又はこれと同等以上の防水性能を有するもの（<u>透湿防水シートを除く。</u>）とする。 （３）防水紙の重ね合わせは、上下、左右とも 90 mm 以上（左右の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げ及び金属サイディング仕上げでは 150 mm 以上）とする。ただし、<u>サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる</u>。 （４）外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通口等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させる<u>ものとする</u>。 3 ALC パネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の<u>浸透</u>を防止する<u>仕上材等</u>の防水措置を<u>施すものとする</u>。 （１）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材 E （２）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材 E （３）JIS A 6909（建築用仕上塗材）の複層仕上塗材に適合する複層塗材 CE、可とう形複層塗材 CE、防水形複層塗材 CE、複層塗材 Si、複層塗材 E 又は防水形複層塗材 E

新（2025 年 4 月 1 日～）	旧（～2025 年 3 月 31 日）
（４）JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系 （５）前各号に掲げるものと同等以上の<u>性能を有する</u>もの （乾式の外壁仕上げ） 第 11 条 外壁を乾式仕上げ（第 3 項のものを除く。）とする場合は、通気構法とする。 2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号による。 （１）サイディング材は、JIS A 5422（窯業系サイディング）、JIS A 6711（複合金属サイディング）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。 （２）<u>通気層は通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保し、通気胴縁の幅は 45mm 以上、サイディング材のジョイント部に用いるものは幅 90mm 以上（45mm 以上を 2 枚あわせたものを含む。）とする。ただし、サイディング材製造者等が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u> （３）通気層は厚さ 15 mm以上を確保する。ただし、下地に合板を張る場合など通気に有効な厚さを確保する場合は、<u>この限りではない。</u> （４）サイディング材の留め付けは、450 mm内外の間隔にくぎ、ねじ又は金具で留め付ける。くぎ又はねじで留め付ける場合は、サイディング材の端部より 20 mm以上離して穴あけを先行し、サイディング材製造者が指定するくぎ又はねじを使用する。ただし、サイディング材製造者<u>が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u> （５）シーリング材及びプライマーはサイディング材製造者が指定するものを使用する。 （６）シーリング材を用いる目地には、ボンドブレーカー付きハット形ジョイナー<u>又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。</u> 3 ALC パネル又は押出し成形セメント板（厚さ 25 mm超）等を用いる場合は、製造者が指定する施工方法に基づいて取り付ける。 4 外壁開口部の周囲は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JIS の耐久性による区分の 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を<u>講じる。ただし、外壁材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u> （湿式の外壁仕上げ） 第 12 条 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。 2 下地は、ラス張り（平ラスを除く。）とする。ただし、国土交通大臣の認定又は指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合は、<u>この限りでない。</u> 3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。 （１）防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を<u>講じる。</u> （２）既調合軽量セメントモルタルを用いる場合は JIS A 6918（ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル）又は JASS 15 M-102（ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準）に基づく製造者の仕様による。	（４）JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系 （５）前各号に掲げるものと同等以上の<u>雨水の浸透防止に有効である</u>もの （乾式の外壁仕上げ） 第 11 条 外壁を乾式仕上げ（第 3 項のものを除く。）とする場合は、通気構法とする。 2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号による<u>ものとする。</u> （１）サイディング材は、JIS A 5422（窯業系サイディング）、JIS A 6711（複合金属サイディング）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。 （２）<u>通気層は、通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保するものとする。通気胴縁は、サイディング材の留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、幅は 45 mm 以上とする。</u>サイディング材のジョイント部に用いるものは幅 90 mm 以上（45 mm 以上を 2 枚あわせたものを含む。）とする。 （３）通気層は厚さ 15 mm 以上を確保する<u>ものとする。</u>ただし、下地に合板を張る場合など、通気に有効な厚さを確保する場合はこの限りではない。 （４）サイディング材の留め付けは、450 mm内外の間隔にくぎ、ねじ又は金具で留め付ける<u>こと。</u>くぎ又はねじで留め付ける場合は、サイディング材の端部より 20 mm以上離して穴あけを先行し、サイディング材製造者が指定するくぎ又はねじを使用する。ただし、サイディング材製造者<u>の施工基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u> （５）シーリング材及びプライマーはサイディング材製造者が指定するものを使用する。 （６）シーリング材を用いる目地には、ボンドブレーカー付きハット形ジョイナー<u>等を使用する。</u> 3 ALC パネル又は押出し成形セメント板（厚さ 25 mm 超）等を用いる場合は、製造者が指定する施工方法に基づいて取り付ける<u>ものとする。</u> 4 外壁開口部の周囲は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JIS の耐久性による区分の 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を<u>施すものとする。</u> （湿式の外壁仕上げ） 第 12 条 外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。 2 下地は、ラス張り（平ラスを除く。）とする。ただし、国土交通大臣の認定又は指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合はこの限りでない。 3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。 （１）防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を<u>施すものとする。</u> （２）既調合軽量セメントモルタルを用いる場合は JIS A 6918（ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル）又は JASS 15 M-102（ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準）に基づく製造者の仕様による<u>ものとする。</u>

新（2025 年 4 月 1 日～）	旧（～2025 年 3 月 31 日）
第 3 節 構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分以外の部分 （内装工事及び設備工事等） 第 13 条 内装工事及び設備工事においては、別表 1 の左欄に該当する部分が右欄の事象が生じないよう、保険対象工事部分が社会通念上必要とされる性能を満たすように適切に設計・施工を行う。なお、リフォームに用いる建材等については、原則として製造者の施工マニュアル等に従って使用する。 2 太陽電池モジュールの設置工事部分に係る住宅性能に影響を与える建築工事において、別紙 1 に留意して適切に設計・施工を行う。なお、防水層貫通部に用いる、パッキン材やシーリング材は、防水材との相性に十分留意すること。 第 3 章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅 第 1 節 地盤調査及び基礎 （地盤調査、地盤補強及び地業） 第 14 条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を行う。 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行うものとする。この場合、原則として建物の 4 隅付近を含め 4 点以上で計測を行うこと。ただし、地盤がおおむね均質であると認められる場合など、適切に地盤の状況を把握することができる場合は <u>1 点以上</u> の計測箇所数とすることができる。 （削除） <u>3</u> 地盤は、地盤調査結果に基づき、必要に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第 5 条第 2 項によるものとする。 <u>4</u> 砕石地業等の必要な地業を行う。 （基 礎） 第 15 条 <u>基礎は、前条の結果に基づき、建物に有害な沈下等が生じないように設計する。</u> （構造耐力上主要な部分） 第 16 条 構造耐力上主要な部分は、第 7 条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 第 2 節 雨水の浸入を防止する部分	第 3 節 構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分以外の部分 （内装工事及び設備工事等） 第 13 条 内装工事及び設備工事においては、別表 1 の左欄に該当する部分が右欄の事象が生じないよう、保険対象工事部分が社会通念上必要とされる性能を満たすように適切に設計・施工を行う <u>ものとする</u>。なお、リフォームに用いる建材等については、原則として製造者の施工マニュアル等に従って使用する <u>ものとする</u>。 2 太陽電池モジュールの設置工事部分に係る住宅性能に影響を与える建築工事において、別紙 1 に留意して適切に設計・施工を行う <u>ものとする</u>。なお、防水層貫通部に用いる、パッキン材やシーリング材は、防水材との相性に十分留意すること。 第 3 章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅 第 1 節 構造耐力上主要な部分 （地盤調査、地盤補強及び地業） 第 14 条 基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を行う <u>ものとする</u>。 2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行うものとする。この場合、原則として建物の 4 隅付近を含め 4 点以上で計測を行うこと。ただし、<u>小規模な建物で敷地内の</u>地盤がおおむね均質であると認められる場合など、適切に地盤の状況を把握することができる場合は <u>3 点以下（1 点以上）</u> の計測箇所数とすることができる。 3 地盤調査の結果は、適切に保管する。 <u>4</u> 地盤は、地盤調査結果に基づき、必要に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第 5 条第 2 項によるものとする。 <u>5</u> 砕石地業等の必要な地業を行う <u>ものとする</u>。 （基 礎） 第 15 条 <u>基礎は、構造計算により設計する。ただし、壁式鉄筋コンクリート造で地上階数が 2 以下の住宅にあつては、第 6 条（基礎）によることができる。</u> （構造耐力上主要な部分） 第 16 条 構造耐力上主要な部分は、第 7 条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 第 2 節 雨水の浸入を防止する部分

新（2025 年 4 月 1 日～）

（防水工法）

第 16 条

防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。

2 防水工法は、下表に記載する屋根防水に適した工法又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。

面防水 工事区分	防水工法の種類		JASS8 <u>(2022)</u> 該当記号	備考
面材張付け防水工事	改質アスファルトシート張付け防水工事	トーチ式防水工法（密着保護仕様）	AT－PF <u>1</u>	注 1
		トーチ式防水工法（密着露出仕様）	AT－MF	注 3
		トーチ式防水工法（断熱露出仕様）	AT－MT	注 3
		<u>常温粘着防水工法（密着保護仕様）</u>	<u>AS－PF</u>	<u>注 1</u>
		常温粘着防水工法（絶縁露出仕様）	AS－MS	注 3
		常温粘着防水工法（断熱露出仕様）	AS－MT	注 3
	合成高分子シート張付け防水工事	加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）	S－RF	注 3
		加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）	S－RFT	注 3
		塩化ビニル樹脂系シート防水工法（接着仕様）	S－PF	注 3
		塩化ビニル樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）	S－PFT	注 3
面材固定防水工事	合成高分子シート	加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）	S－RM	
	加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S－RMT		
		塩化ビニル樹脂系シート防水工法（機械的固定仕様）	S－PM	
		塩化ビニル樹脂系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S－PMT	
不定形材塗布・吹付け防水工事	塗膜防水工事	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（密着仕様）	L－UFS	注 2
		ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（密着仕様）	L－UFH	注 2
		ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（絶縁仕様）	L－USS	注 2 注 3
			ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（絶縁仕様）	L－USH
		FRP 系塗膜防水工法（密着仕様）	L－FF	注 1 注 4
面材・不定形防水工	アスファルト防水工	アスファルト防水工法（密着保護仕様）	AC－PF AM－PF	注 1
		アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	AM－PS	

旧（～2025 年 3 月 31 日）

（陸屋根の防水）

第 17 条

防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。

2 防水工法は、次表に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。

防水工法の種類		JASS8 <u>(2014)</u> 該当記号	備考
アスファルト防水	アスファルト防水工法（密着保護仕様）	AC－PF AM－PF	注 1
	アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	AM－PS	注 1
	アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）	AM－MS	注 3
	アスファルト防水工法（断熱露出仕様）	AM－MT	注 3
改質アスファルトシート防水（ <u>トーチ工法・常温粘着工法</u> ）	トーチ式防水工法（密着保護仕様）	AT－PF	注 1
	トーチ式防水工法（密着露出仕様）	AT－MF	注 3
	トーチ式防水工法（断熱露出仕様）	AT－MT	注 3
	常温粘着防水工法（絶縁露出仕様）	AS－MS	注 3
合成高分子系シート防水	常温粘着防水工法（断熱露出仕様）	AS－MT	注 3
	加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）	S－RF	注 3
	加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）	S－RFT	注 3
	加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）	S－RM	
	加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S－RMT	
	塩化ビニル樹脂系シート防水工法（接着仕様）	S－PF	注 3
	塩化ビニル樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）	S－PFT	注 3
	塩化ビニル樹脂系シート防水工法（機械的固定仕様）	S－PM	
塗膜防水	塩化ビニル樹脂系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S－PMT	
	エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水工法（密着仕様）	S－PC	
	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（密着仕様）	L－UFS	注 2
	ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（密着仕様）	L－UFH	注 2
	ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（絶縁仕様）	L－USS	注 2、 注 3
	ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（絶縁仕様）	L－USH	注 2、 注 3
FRP 系塗膜防水工法（密着仕様）	L－FF	注 1、 注 4	

新（2025 年 4 月 1 日～）					旧（～2025 年 3 月 31 日）				
材 積 事 層 防 水 工 事	事	アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）	AM－MS	注 3					
		アスファルト防水工法（断熱露出仕様）	AM－MT	注 3					
（注 1） 通常の歩行部分、軽歩行部分に適用可。 （注 2） 軽歩行部分に適用可。 上記（注 1、 2）の歩行用保護・仕上げは、次に掲げるものとする。 - 通常の歩行：現場打ちコンクリート又はこれに類するもの。FRP 系塗膜防水工法については、防水材製造者が指定する歩行用仕上塗料とする。 - 軽 歩 行：コンクリート平板又はこれに類するもの。塗膜防水工法については、軽歩行用仕上塗料とする。 （注 3） ALC パネルに適用可。ただし、立上りを ALC パネルとする場合は、ALC と屋根躯体（平場部分）が一体となる構造形式のものに限る。 （注 4） FRP 系塗膜防水工法の下地は、平場及び立上りともに現場打ち鉄筋コンクリートのみに限る。 3 防水の主材料は、JIS 規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。ただし、FRP 系塗膜防水工法については、JASS8 に適合するものとする。 4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。 <u>5 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u>									
（パラペットの上端部） 第 18 条 パラペットの上端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を<u>講じる</u>。					（パラペットの上端部） 第 18 条 パラペットの上端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を<u>施すものとする</u>。				
（<u>塔屋等</u>のシーリング処理） 第 19 条 防水層が施されていない<u>塔屋等の外壁において</u>、設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。					（<u>屋根廻り</u>のシーリング処理） 第 19 条 防水層が施されていない<u>屋根躯体（パラペット又は屋根躯体と一体の架台等）</u>を設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。				
（排水勾配） 第 20 条 防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。<u>ただし、防水材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合、この限りではない。</u>					（排水勾配） 第 20 条 防水下地面の勾配は、1/50 以上とする。<u>ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100 以上とすることができる。</u>				
（排水ドレン）					（排水ドレン）				

新（2025 年 4 月 1 日～）	旧（～2025 年 3 月 31 日）
第 21 条 排水ドレンの寸法及び数は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。 （勾配屋根の防水） 第 22 条 勾配屋根は<u>屋根葺き材</u>に応じて適切な勾配とし、<u>構法に応じて下葺き材又はこれと同等以上の性能を有する防水措置を講じる。</u> 2 <u>下葺き材</u>の品質及び<u>葺き方</u>は、次の各号に適合するものとする。 （1）<u>下葺き材</u>は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 （2）長手方向を横向きに用い、上下（流れ方向）100 mm以上、左右 200 mm以上重ね合わせる。 （3）谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250 mm以上重ね合わせる。<u>ただし、下葺き材製造者が定める施工基準に基づいて施工する場合は、この限りではない。</u> （削除） 3 <u>天窓及び煙突等の屋根開口部又は貫通部の周囲は、天窓製造者、煙突製造者又は屋根葺き材製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u> <u>4 太陽光発電パネル等を設置する場合は、当該設備製造者の施工基準に基づいて防水措置を講じる。</u> （外部開口部） 第 23 条 外部の開口部に用いる建具は、<u>適切な</u>水密性能を有するものとする。 2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。 （シーリング） 第 24 条 シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JIS の耐久性による区分 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。 2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施す。 （1）各階の外壁コンクリート打継ぎ目地 （2）外壁材（プレキャストコンクリート部材、ALC パネル等）のジョイント目地 （3）耐震スリット目地 （4）外壁開口部の周囲 （5）外壁を貫通する管等の周囲 （6）その他雨水浸入のおそれのある部分	第 21 条 排水ドレンの寸法及び数は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。 （勾配屋根の防水） 第 22 条 勾配屋根は<u>屋根ふき材</u>に応じて適切な勾配とし、<u>第 17 条から第 21 条（第 20 条を除く。）に掲げる防水措置若しくは次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施すものとする。</u> 2 <u>下ぶき材</u>の品質及びふき方は、次の各号に適合するものとする。 （1）<u>下ぶき材</u>は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 （2）長手方向を横向きに用い、上下（流れ方向）100 mm 以上、左右 200 mm 以上重ね合わせる<u>ものとする。</u> （3）谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ 250 mm 以上重ね合わせる<u>ものとする。</u><u>ただし、下ぶき材製造者の施工基準において端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u> <u>（4）屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って 250 mm 以上立ち上げる。</u> 3 <u>天窓の周囲は、天窓及び屋根ふき材製造者が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すものとする。</u> （新設） （外部開口部） 第 23 条 外部の開口部に用いる建具は、<u>建設する地域、建物の高さ及び形状に対応した</u>水密性能を有するものとする。 2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。 （シーリング） 第 24 条 シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JIS の耐久性による区分 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。 2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施す<u>ものとする。</u> （1）各階の外壁コンクリート打継ぎ目地 （2）外壁材（プレキャストコンクリート部材、ALC パネル等）のジョイント目地 （3）耐震スリット目地 （4）外壁開口部の周囲 （5）外壁を貫通する管等の周囲 （6）その他雨水浸入のおそれのある部分

新（2025 年 4 月 1 日～）	旧（～2025 年 3 月 31 日）
3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。 （1）ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない2面接着の目地構造とする。 （2）目地の構成材及びその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。 第3節 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分 （内装工事及び設備工事等） 第25条 内装工事及び設備工事等は、第13条を準用する。 第4章 鉄骨造住宅 （鉄骨造住宅に係る基準） 第26条 鉄骨造住宅に係る基準は、次<u>のとおりとする</u>。 （1）地盤調査、地盤補強及び地業は、第14条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。 （2）基礎及び構造耐力上主要な部分は、第15条（基礎）及び第16条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 （3）陸屋根は、第17条（<u>防水工法</u>）、第18条（パラペットの上端部）、第19条（<u>塔屋等</u>のシーリング処理）、第20条（排水勾配）及び第21条（排水ドレン）を準用する。ただし、第17条の防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材若しくはALCパネルとする。 （4）勾配屋根は、<u>第8条</u>（勾配屋根の防水）を準用する。 （5）外壁は、第10条（外壁の防水）、第11条（乾式の外壁仕上げ）、第23条（外部開口部）及び第21条（シーリング）を準用する。 （6）構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分は、第13条（内装工事及び設備工事等）を準用する。 第5章 補強コンクリートブロック造住宅 （補強コンクリートブロック造住宅に係る基準） 第27条 補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、次<u>のとおりとする</u>。 （1）地盤調査、地盤補強及び地業は、第14条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。 （2）基礎及び構造耐力上主要な部分は、第15条（基礎）及び第16条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 （3）陸屋根は、第17条（防水工法）、第18条（パラペットの上端部）、第19条（<u>塔屋等</u>のシーリン	3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。 （1）ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない2面接着の目地構造とする。 （2）目地の構成材及びその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。 第3節 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分 （内装工事及び設備工事等） 第25条 内装工事及び設備工事等は、第13条を準用する。 第4章 鉄骨造住宅 （鉄骨造住宅に係る基準） 第26条 鉄骨造住宅に係る基準は、次<u>に掲げるものとする</u>。 （1）地盤調査、地盤補強及び地業は、第14条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。 （2）基礎及び構造耐力上主要な部分は、第15条（基礎）及び第16条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 （3）陸屋根は、第17条（<u>陸屋根の防水</u>）、第18条（パラペットの上端部）、第19条（<u>屋根廻り</u>のシーリング処理）、第20条（排水勾配）及び第21条（排水ドレン）を準用する。ただし、第17条の防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材若しくはALCパネルとする。 （4）勾配屋根は、<u>第22条</u>（勾配屋根の防水）を準用する。 （5）外壁は、第10条（外壁の防水）、第11条（乾式の外壁仕上げ）、第23条（外部開口部）及び第24条（シーリング）を準用する。 （6）構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分は、第13条（内装工事及び設備工事等）を準用する。 第5章 補強コンクリートブロック造住宅 （補強コンクリートブロック造住宅に係る基準） 第27条 補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、次<u>に掲げるものとする</u>。 （1）地盤調査、地盤補強及び地業は、第14条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。 （2）基礎及び構造耐力上主要な部分は、第15条（基礎）及び第16条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 （3）陸屋根は、第17条（陸屋根の防水）、第18条（パラペットの上端部）、第19条（<u>屋根廻り</u>のシ

新 (2025 年 4 月 1 日～)	旧 (～2025 年 3 月 31 日)
グ処理)、第 20 条 (排水勾配) 及び第 21 条 (排水ドレン) を準用する。 (4) 勾配屋根は、第 22 条 (勾配屋根の防水) を準用する。 (5) 外壁は、第 10 条 (外壁の防水)、第 11 条 (乾式の外壁仕上げ)、第 23 条 (外部開口部) 及び第 24 条 (シーリング) を準用する。 (6) 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分は、第 13 条 (内装工事及び設備工事等) を準用する。 (削除) 付則 1 この基準は、2010 年 7 月 1 日から施行する。 2 この基準は、2019 年 12 月 1 日から施行する。 <u>3 この基準は、2025 年 4 月 1 日から施行する。</u>	ーリング処理)、第 20 条 (排水勾配) 及び第 21 条 (排水ドレン) を準用する。 (4) 勾配屋根は、第 22 条 (勾配屋根の防水) を準用する。 (5) 外壁は、第 10 条 (外壁の防水)、第 11 条 (乾式の外壁仕上げ)、第 23 条 (外部開口部) 及び第 24 条 (シーリング) を準用する。 (6) 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分は、第 13 条 (内装工事及び設備工事等) を準用する。 <u>べた基礎配筋について</u> 付則 1 この基準は、2010 年 7 月 1 日から施行する。 2 この基準は、2019 年 12 月 1 日から施行する。

「別表 1」、「別紙 1」については、変更なし。